

東日本大震災復興特別貸付のご案内

平成 23 年度第 1 次補正予算の成立を受け、中小・小規模企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、5 月 23 日（月）から取扱いを開始しました。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

1. 制度概要

既存の震災対応融資制度の融資条件を大幅に拡充

2. 主な拡充内容

〈ご融資限度額の拡充〉

直接被害および間接被害を受けた方のご融資限度額の上乗せ可能額を倍増
(3,000 万円 → 6,000 万円)

〈利率の引き下げ〉

適用利率の大幅な引下げ
(3,000 万円の範囲内)

直接被害を受けた方は貸付後 3 年間▲0.9% → 全て▲1.4%引下げ
間接被害を受けた方は貸付後 3 年間▲0.9% → 最大▲1.4%引下げ

※下表の「ご利用いただける方①～③」に該当する方の利率の引下げには、市町村等が発行する被害証明書等が必要です。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間 〈据置期間〉	利率（年利）（注 1）
①震災により直接被害を受けた方	6,000 万円 (上乗せ)	【設備資金】 20 年以内 〈5 年以内〉	【融資後 3 年間】（限度額 3,000 万円） 基準利率より 1.4%引下げ
②原発事故に係る警戒区域等（注 2）内に事業所を有する方		【運転資金】 15 年以内 〈5 年以内〉	【4 年目以降】（注 3） 基準利率より 0.5%引下げ
③間接被害を受けた方 （上記対象者の方と一定以上の取引がある方）	4,800 万円	【設備資金】 15 年以内（注 3） 〈3 年以内〉	【融資後 3 年間】（限度額 3,000 万円） 基準利率より最大 1.4%引下げ （注 3）（注 4）
		【運転資金】 15 年以内 〈3 年以内〉	【4 年目以降】（注 3） 基準利率より最大 0.5%引下げ（注 4）
④その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害等による影響を含む）	4,800 万円	【設備資金】 15 年以内 〈3 年以内〉	基準利率より最大 0.5%引下げ（注 4）
		【運転資金】 8 年以内 〈3 年以内〉	

（注 1）平成 23 年 5 月 23 日現在の基準利率は、年 2.15%（融資期間 5 年以内）です。

（注 2）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域をいいます。

（注 3）適用する融資制度に定める融資条件が、「東日本大震災復興特別貸付」に掲げる条件より有利となる場合は、当該融資条件が適用されます。

（注 4）売上高等の減少で 0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に 0.2%引下げとなります。

（※）審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル
(行こうよ! 公庫)
0120-154-505
※ 音声ガイダンスが流れた後「1」番を押してください。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>